

神社検定特別セミナー

# 戸隠神社の歴史と太々神楽

岩戸開きの神々の懐へ

戸隠神社は霊山・戸隠山の麓に、奥社・中社・宝光社・九頭龍社・火之御子社の五社からなる、創建以来二千年余りに及ぶ歴史を刻む神社です。

その起こりは遠い神世の昔、「天の岩戸」が飛来し、現在の姿になったといわれる戸隠山を中心に発達し、祭神は、「天の岩戸開きの神事」に功績のあった神々をお祀りしています。

平安時代末は修験道の道場として都にまで知られた霊場でした。神仏混淆のころは戸隠山顕光寺と称し、当時は「戸隠十三谷三千坊」と呼ばれ、比叡山、高野山と共に「三千坊三山」と言われるほどに栄えました。



奥社



中社



宝光社



九頭龍社



火之御子社

## 戸隠神社太々神楽

長野市指定無形民俗文化財

戸隠神社の太々神楽は神話の天地開闢の意味を持ち、かつての修験道の面影を残しています。

神楽は、岩戸に隠れてしまった天照大御神に再びお出ましただくために岩戸の前で天鈿女命（火之御子社祭神）が無い踊ったのが「神楽」の始まりといわれています。

本セミナーでは全十座ある神楽の内、巫女舞、天の岩戸開きにちなんだ舞など五座を奉納します。

- 降神(こうじん)の舞  
神事に先立ち、八百万の神々を祭りの場に招き奉る舞。
- 身漉(みそぎ)の舞  
祓戸四柱の神による祓い清めの舞。
- 巫子(みこ)舞  
清純な少女が、手にした神鈴を振り神前を清々しく祓い清める舞。
- 岩戸開きの舞  
天岩戸開き神事にちなんだ、戸隠神社に最も縁の深い舞。
- 直会(なおらい)の舞  
天照大御神が岩戸からお出ましになり、世の中が再び光に包まれた喜びを表す舞。

開催日 **10月13日** 月 体育の日

旅行代金 **神社検定合格者 13,000円** 一般 **15,000円** 食事：昼食1回付き／添乗員同行

(大人おひとり様)

※合格者本人と同伴者1名まで

募集人員 **40名** (最少催行人員 35名) ※定員になり次第締め切り



イヤホンマイクを全員にお配りしますので各所での説明を漏らさず聞くことが出来ます。

※機種が変更になる場合があります

行程表

長野駅集合 (9:00) 貸切バス 戸隠神社・宝光社 (自由参拝・説明) 上

※約 270 段の階段を上ります

上 神道経由 上 火之御子社 (自由参拝・説明) 貸切バス 昼食 (戸隠そば) 貸切バス 奥社入口 上

※山道を約 15 分歩きます

上 奥社・九頭龍社 (自由参拝・説明) 上 奥社入口 貸切バス ※天候や諸事情により日程の変更などが生じる場合があります。

※往復約 4 km、約 2 時間歩きます

貸切バス 正式参拝 中社 (正式参拝・戸隠神社太々神楽奉納・説明・宝物館拝観) 貸切バス 長野駅解散 (17:30)

### 重要

行程中、宝光社へは約 270 段の階段を上がり、奥社へは往復約 4 km の山道など、徒歩での移動が中心となりますので、予めご了承の上、お申し込みください。

研修企画：一般財団法人日本文化興隆財団

旅行企画 実施：観光庁長官登録旅行業第 1944 号、一般社団法人日本旅行業協会正会員、ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

近畿日本ツーリスト株式会社つくば支店

近畿日本ツーリスト株式会社トラベルサービスセンター東日本



# 神社検定特別セミナー【戸隠神社の歴史と太々神楽】 参加申込書

FAX 03-6730-3230

近畿日本ツーリスト株式会社 御中

申込記入日：平成 年 月 日

この書面に記載の旅行条件に同意します。また、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、本ツアーで提携の団体・企業への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

ふりがな		性別	生年月日
代表者氏名		男・女	年 月 日 (満 才)
住所	〒□□□□-□□□□	自宅電話	
		携帯電話	
		Eメール	@
合格認定番号	1級・2級・3級 上記いずれかに ○をしてください	※合格認定番号が無記入の場合は一般料金となります	

ふりがな		性別	生年月日
同伴者氏名		男・女	年 月 日 (満 才)
住所	〒□□□□-□□□□	自宅電話	
		携帯電話	
		Eメール	@

## ご旅行条件書（国内旅行）

### ■お申し込み

(1) 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。(2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします)(3)a. 旅行開始日に75歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内で対応します。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。(4) お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。(5) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。(6) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金は、① 入部屋追加代金 ② 宿泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更 (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の金額は 旅行開始日の前日から起算して15日目に於ける日より前にお知らせします。(2) 奇数人数でのお申込みの場合一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行において、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）  
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約の解除をすることができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日(日帰り旅行にあっては10日)から8日までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以前から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

① 当社の責任とならないロケーション等事由によるお取消しの場合も差取取消料をいただきます。

② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）  
下記の場合、取消料はいただきません。(一部例外)

① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。

② 旅行代金が増額された場合。

③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）

① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかの

ぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

② 旅行代金を期日までに支払いただけないとき

③ 申込条件の不適合

④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任 当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一箇又は一対について補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証 旅行日程に変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じた旅行代金に、別途定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は記載の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの料率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.0	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより高い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金が契約書面に記載した等級及び設備の料金を下回った場合は除きます。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地又は旅行終了地の空港の異なる変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行の開始地又は経由地の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の等級、設備、名称その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に該当する変更のうち別項のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.0	5.0

■お客様の責任 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報や利用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替 お客様が当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等の申し出について 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。個人情報(告知)できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

■個人情報の取扱いについて (1) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話 番号をあらかじめ電子データ等で送付することによって提供いたします。(2) 当社およびご旅行をお申込んだ受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業（イベント主催会社等を含む）に提供いたします。(3) 当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供 させていただきますことがあります。(4) 上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集企画型企画旅行契約についてこの条件にない事項は当社旅行業約款(募集企画型企画旅行契約の部)によりまします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

旅行代金算出基準日：平成26年8月25日

### お申込み・お問い合わせ

観光庁長官登録旅行業第1944号、一般社団法人日本旅行業協会正会員、ボンド保証会員、旅行業公正取引協議会会員  
近畿日本ツーリスト株式会社トラベルサービスセンター東日本  
〒160-0023東京都新宿区西新宿8-14-24西新宿KFビル3F (株)KNTビジネススクエア内  
**FAX : 03-6730-3230 TEL : 0570-064-205**

営業時間 10:00～17:00 (月～翌) 土・日・祝日休業 ※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者 井上和直 伊藤義彦  
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

### ※お申込み方法

- ① 上記お申込欄に全てご記入の上、FAXにて左記お申込先までお送りください。
- ② 合格認定番号を忘れずにご記入ください。(未記入の場合は一般料金となります)
- ③ お申込後、7営業日以内に以下の口座に旅行代金全額をお振込みください。  
期日までに代金をお振込みいただくことで、正式な旅行申込となります。  
期日までにお振込みがない場合は、予約はなかったものとなります。
- ④ ご出発の5日前までに「出発当日のご案内」をお送りいたします。

専用口座番号 三菱東京UFJ銀行 振込第二支店 普通 0725373 近畿日本ツーリスト欄